

JA あいち豊田水田農業ビジョン

地域水田農業の改革の基本的な方向

(1) 地域農業の特性

JA あいち豊田は愛知県のほぼ中央を管内として、その面積は 950.58 km²で全県域の 18.4%を占めている。管内は、大きく平坦部と中山間部に分けることができ、西部を矢作川が南北に流れている。南西部を中心とした平坦地には肥沃な沖積層地帯が広がり水田農業が盛んとなっており、主力は水稲と生産調整作物としての麦、大豆である。麦、大豆の団地化とブロックローテーションが早くから導入され農事組合法人への土地利用集積も進められている地域がある一方、個々の農家がそれぞれで零細な水田農業を行っている地域もある。北部中山間地域へと続く丘陵地帯では、もも、なし、かき等の果樹や野菜などの栽培と水稲栽培が混在して進められており、農地の集積化は進められていない。また、管内のほぼ三分の二を占める北部から東部にかけての中山間地域は、200mから 600mの標高があり、平坦地や谷間に水田が点在し、耕地条件に恵まれぬ中、水稲栽培のほか環境を活かした農業＝花き、自然薯、ソバなどの栽培などを行うなど、水田の持つ多面的機能を活かしながら農業生産や農地保全に務めている。

(2) 作物振興及び水田利用の将来方向

このように管内が広大で区域により農業の特徴が異なるため、平坦部地域では水田における土地利用型農業を活性化させるため、平坦地を中心に実需者のニーズに対応して麦・大豆の品質向上を目指し、生産・品質管理システムの整備を図りながら産地体制を強化する。また、水田利用率の向上を図るため、麦の裏作大豆のほか、野菜（なす）、景観形成作物等も積極的に推進し、併せて、担い手には規模拡大による機械の高度利用も推進し経営の安定を図る。

こうした中、平坦部地域では水田における麦・大豆等の本格的な生産拡大と品質向上により、安定した水田農業経営の確立を図るため、

- ① 実需者のニーズに対応した作付・販売計画の策定
- ② ブロックローテーション等による作付の団地化と 麦・大豆等の生産技術や品質の一層の向上
- ③ 麦・大豆等の本格的な生産のために必要な基盤整備の一層の推進と担い手への土地利用集積
- ④ 麦・大豆等の生産コスト低減と担い手の規模拡大支援のための高性能農業機械の導入推進
- ⑤ 消費者団体との連携強化（契約栽培等）や地産地消・販売推進のための交流促進
- ⑥ トレーサビリティ・システムの導入等安全・安心な農産物生産の体制強化、確立等に取り組んでいくこととする。

一方、中山間部地域では不作付水田等には野菜・花き等を植え付けての地産地消推進やレンゲ作付けによる地力の向上、また畜産農家との連携による飼料作物の安定供給を図るなどして、遊休農地化・耕作放棄の抑制を図っていく。また、平坦地とは違う基準、手法、支援策等で地域の担い手を育てていくため、

条件不利地域などにおいては農地保全を最低ラインとした水田作付体系の推進

小規模でも団地化できる作物作付への支援

地域で取り組む推進作物作付への支援

産地直売施設などを中心とした地産地消システム構築

小規模でもあっても、耕作できる人が他のひとが耕作できない農地を耕作していくシステム作り等に取り組んでいくこととする。

2. 具体的な目標

(1) 担い手の明確化と育成の将来方向

JA あいち豊田水田農業ビジョンにおける平坦地の担い手像としては、「産業型農業」展開のために意欲的に取り組む認定農業者（水田経営面積6ha以上の個人または法人）を基本とする。また、将来的に6ha以上の水田経営を行う予定の個人や法人、20ha以上の水田経営を行い将来的に経営を1つにする予定の作業受託集団、地域営農集団等も担い手として認定することができるものとする。また、担い手の育成方針として「米生産のあるべき姿」への移行時期において、担い手が米生産の3割以上の生産を担うことを目標とする。

中山間地における担い手像としては、水田農業、畑地農業も含めて地域の農地を守っていく農業者として、地域から認められた農業者を認定していくこととする。中山間地の担い手には、水田農業経営面積に特段の目標は設定せず、地域の農地、農業、農業生産を守っていく農業者を認定するものとし、利用権集積、全作業受委託、一部受委託等の区別なく、農地を保全し、耕作し、農業生産を行うことのみを要件とする。特定の農業者や農業団体として固定している必要はなく、年度年度でやれる人を地域の担い手にしたり、任意の団体で請け負い形態でやっていくことも可能とする。

土地利用の担い手への集積

作物名	現在の状況		平成20年度		目標(22年度)	
	作付面積	集積率	作付面積	集積率	作付面積	集積率
水稻集積率	642ha	22.7%	750ha	26.8%	1,000ha	34.5%
小麦集積率	677ha	70.9%	730ha	78.5%	780ha	86.2%
大豆集積率	300ha	85.7%	310ha	88.6%	320ha	91.4%
全体集積率	1,319ha	26.8%	1,480ha	30.3%	1,780ha	36.9%
水田面積	4,928ha		4,878ha		4,828ha	
水稻作付面積	2,831ha		2,800ha		2,900ha	
麦作付面積	955ha		930ha		905ha	
大豆作付面積	350ha		350ha		350ha	

(2) 作物作付け及びその販売の目標

①作付計画

(単位：ha)

作物名	品種名	現在の状況	平成20年度の目標	平成22年度の目標
水 稲	コシヒカリ	942.0	1,000.0	1,000.0
	ミネアサヒ	940.2	950.0	950.0
	大地の風	679.6	700.0	800.0
	その他	250.3	150.0	150.0
	計	2811.9	2,800.0	2900.0
小 麦	イワイノダイチ	220.0	270.0	300.0
	農林61号	729.0	630.0	605.0
	計	955.0	930.0	905.0
大 豆	フクユタカ	350.0	350.0	350.0
	黒大豆	0.0	0.5	1.0
	計	350.0	350.5	351.0
自然薯	—	2.8	3.0	3.0
野 菜	—	130.0	130.0	130.0
花 き	—	17.7	17.8	18.8
ソ バ	—	2.8	2.8	2.8
景観形成作物	—	40.0	40.0	40.0

注) 水稲は、農家保有米等の生産面積も含めた面積で示す。

②販売計画

(単位：t)

作物名	品種名	現在の状況	平成20年度の目標	平成22年度の目標
水 稲	コシヒカリ	2,476	2,590	2,590
	ミネアサヒ	666	730	730
	大地の風	1,876	1,880	2,150
	その他	234	50	50
	計	5,252	5,250	5,520
小 麦	イワイノダイチ	582	810	900
	農林61号	1,898	1,890	1,815
	計	2480	2,700	2,715
大 豆	フクユタカ	320.5	500.0	500.0
	黒大豆	0.0	0.2	0.5
	計	320.5	500.2	500.5
自然薯	—	3.4	3.7	3.7
野 菜	—	220	220	220
花 き	—	599万本	582万本	602万本
ソ バ	—	0.3	0.3	0.3

注1) 水稲は、米販売計画数量で示す。

3. 地域水田農業ビジョン実現のための手段

(1) 産地づくり推進交付金（産地づくり対策）の活用方法

①集荷円滑化対策への抛出と生産調整への参加及び達成が交付要件

推進作物麦の高品質生産奨励に交付

生産調整に資する作物作付に対して交付

水田の利用集積推進に交付

担い手に全作業委託が行われた場合、担い手へ交付

区 分	交付単価／10a	備考
麦・大豆（団地・利用集積）	30,000 円	団地要件 1ha 以上
麦・大豆（全作業委託型）	20,000 円	
作物作付団地化助成	20,000 円	中山間地域のみ（石野・松平地区を含む） 団地要件 0.5ha 以上
麦・大豆、飼料作物、豆类・そば等一般作物、野菜、普通景観作物、地力作物、永年性作物、蜜源レンゲ	10,000 円	永年性作物は初年度のみ
調整水田・保全管理	2,000 円	継続期間制限なし
その他の不作付地	0	
高品質麦出荷加算	5ポイント／俵（1等） 4ポイント／俵（2等）	出荷実績、検査実績による
水田高度利用	10,000 円	麦作付あとの大豆作付
全作業受託	20,000 円	担い手に限定
利用集積推進	10,000 円	利用権設定初年度のみ （担い手が対象）
利用集積推進	5,000 円	利用権設定初年度のみ （地権者が対象）

- ・ 1ポイントは1,000円を上限とし、最終的には以下の計算式による単価調整を行ったうえで交付するものとする。

$$1 \text{ポイント単価} = \frac{\text{当該年度交付予定金額} - (\text{各面積当り取組に係る交付額} + \text{協議会運営費})}{(\text{各出荷取組ポイント} \times \text{出荷合格数量}) \text{の合計}}$$
- ・ 交付額 = (各農業者の取組による面積 × 決定している各単価) + (各出荷取組総ポイント × ポイント単価)
- ・ 諸条件の変動により協議会への交付額の減額もあるため、ポイント部分については単価の変動もありうる。
- ・ 高品質麦出荷加算については、出荷実績、検査実績に基づいて交付する。
- ・ 団地取り組みを行っている地区については、地域内調整後の個人目標達成をもって個人達成とする。
- ・ 交付対象者への交付に当たって小数点以下の端数金額が生じた場合は、小数点以下を切り捨てて交付する。
- ・ その他事務等取り扱いの詳細については、JA あいち豊田水田農業推進協議会で定める。

(2) その他の事業の活用

水田ビジョンにおける各種対策は、JA あいち豊田水田農業推進協議会においては生産調整への参加を前提とし、農業者の意思により加入・参加・拠出等判断してもらうものとする。

新需給調整システム定着交付金助成事業

・ 生産調整を大幅に達成した担い手に規定の面積に応じて助成。また地域特例作物の「なす」を転作作物として作付けた場合、加算して助成。また「景観作物」を転作作物として作付けた場合も加算して助成。

② 耕畜連携水田活用対策

- ・ 地域の創意工夫を活かした飼料生産の取組への支援。
- ・ 地域の水田状況に適した飼料作物作付への支援。

③ その他関連施策

ア. 品目横断的経営安定対策

当該年の生産量に基づいて助成金を支払う現行の麦作経営安定資金や大豆交付金などの品目別対策を見直し、過去の生産実績に基づいて助成金を支払う仕組み。

イ. 集荷円滑化対策

豊作による過剰米を主食用米とは区分して出荷し、市場から隔離することによって供給過剰による米価の下落を防止する取組。

上記ア. イ. 他、国からの施策等について可能な限り対応、支援、取組を行っていく。

4. 協議会における担い手の明確化

JAあいち豊田水田農業ビジョン担い手表

《リストは省略》